

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年8月29日
【会社名】	株式会社バイテック
【英訳名】	VITEC CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役会長兼社長 今野 邦廣
【本店の所在の場所】	東京都品川区東品川三丁目6番5号
【電話番号】	03(3458)4611(代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員 理財部門 部門長 成瀬 達一
【最寄りの連絡場所】	東京都品川区東品川三丁目6番5号
【電話番号】	03(3458)4619(直通)
【事務連絡者氏名】	執行役員 理財部門 部門長 成瀬 達一
【届出の対象とした募集(売出)有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集(売出)金額】	一般募集 1,494,800,000円 オーバーアロットメントによる売出し 236,520,000円
	(注)1 募集金額は、会社法上の払込金額(以下、本有価証券届出書において「発行価額」という。)の総額であり、平成25年8月23日(金)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。 ただし、今回の募集の方法は、引受人が発行価額にて買取引受けを行い、当該発行価額と異なる価額(発行価格)で一般募集を行うため、一般募集における発行価格の総額は上記の金額とは異なります。
	2 売出金額は、売出価額の総額であり、平成25年8月23日(金)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。
【安定操作に関する事項】	1 今回の募集及び売出しに伴い、当社の発行する上場株式について、市場価格の動向に応じ必要があるときは、金融商品取引法施行令第20条第1項に規定する安定操作取引が行われる場合があります。 2 上記の場合に安定操作取引が行われる取引所金融商品市場を開設する金融商品取引所は、株式会社東京証券取引所であります。
【縦覧に供する場所】	株式会社バイテック大阪支店 (大阪市西区江戸堀一丁目3番15号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	2,000,000株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式 単元株式数 100株

(注) 1 平成25年8月29日(木)開催の取締役会決議によります。

2 本募集(以下、「一般募集」という。)に伴い、その需要状況等を勘案し、300,000株を上限として大和証券株式会社が当社株主より借受ける当社普通株式の売出し(以下、「オーバーアロットメントによる売出し」という。)を行う場合があります。

オーバーアロットメントによる売出し等の内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 1 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照下さい。

3 一般募集とは別に、平成25年8月29日(木)開催の取締役会において、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 1 オーバーアロットメントによる売出し等について」に記載の大和証券株式会社を割当先とする当社普通株式300,000株の第三者割当増資(以下、「本件第三者割当増資」という。)を行うことを決議しております。

4 一般募集に関連して、ロックアップに関する合意がなされておりますが、その内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 ロックアップについて」をご参照下さい。

5 振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2【株式募集の方法及び条件】

平成25年9月9日(月)から平成25年9月11日(水)までの間のいずれかの日(以下、「発行価格等決定日」という。)に決定される発行価額にて後記「3 株式の引受け」に記載の引受人は買取引受けを行い、当該発行価額と異なる価額(発行価格)で一般募集を行います。引受人は払込期日に発行価額の総額を当社に払込み、一般募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金とします。当社は引受人に対して引受手数料を支払いません。

(1)【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当	-	-	-
その他の者に対する割当	-	-	-
一般募集	2,000,000株	1,494,800,000	747,400,000
計(総発行株式)	2,000,000株	1,494,800,000	747,400,000

(注) 1 全株式を金融商品取引業者の買取引受けにより募集します。

2 発行価額の総額は、引受人の買取引受けによる払込金額の総額であります。

3 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額であり、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとし、また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から上記の増加する資本金の額を減じた額とします。

4 発行価額の総額及び資本組入額の総額は、平成25年8月23日(金)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

(2)【募集の条件】

発行価格 (円)	発行価額 (円)	資本組入額 (円)	申込株 数単位	申込期間	申込証拠金 (円)	払込期日
未定 (注)1、2 (発行価格等 決定日の株式 会社東京証券 取引所におけ る当社普通株 式の終値(当 日に終値のな い場合は、そ の日に先立つ 直近日の終 値)に0.90~ 1.00を乗じた 価格(1円未 満端数切捨 て)を仮条件 とします。)	未定 (注)1、2	未定 (注)1	100株	自 平成25年9月12日(木) 至 平成25年9月13日(金) (注)3	1株につき 発行価格と 同一の金額	平成25年9月19日(木) (注)3

(注)1 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、上記仮条件により需要状況等を勘案した上で、平成25年9月9日(月)から平成25年9月11日(水)までの間のいずれかの日(発行価格等決定日)に一般募集における価額(発行価格)を決定し、併せて発行価額(当社が引受人より1株当たりの新株式払込金として受取る金額)及び資本組入額を決定します。なお、資本組入額は、前記「2 株式募集の方法及び条件(1)募集の方法」に記載の資本組入額の総額を前記「1 新規発行株式」に記載の発行数で除した金額とします。

今後、発行価格等(発行価格、発行価額、資本組入額、売出価格及び引受人の手取金をいう。以下同じ。)が決定された場合は、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項(発行価額(払込金額)の総額、資本組入額の総額、差引手取概算額、本件第三者割当増資の手取概算額上限、手取概算額合計上限、手取金の使途、オーバーアロットメントによる売出しの売出数及びオーバーアロットメントによる売出しの売出価額の総額をいう。以下同じ。)について、目論見書の訂正事項分の交付に代え、発行価格等決定日の翌日付の日本経済新聞及び発行価格等の決定に係る有価証券届出書の訂正届出書の提出後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の当社ウェブサイト([URL] <http://www.vitec.co.jp/index.html>)(以下、「新聞等」という。)において公表します。発行価格等が決定される前に有価証券届出書の記載内容について訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付されます。また、発行価格等の決定に際し、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項以外の記載内容についての訂正が含まれる場合には、目論見書の訂正事項分が交付され、新聞等による公表は行いません。

- 前記「2 株式募集の方法及び条件」の冒頭に記載のとおり、発行価格と発行価額とは異なります。発行価格と発行価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。
- 申込期間及び払込期日については、上記のとおり内定しておりますが、発行価格等決定日において正式に決定する予定であります。

なお、上記申込期間及び払込期日については、需要状況等を勘案した上で繰り上げることがあります。当該需要状況等の把握期間は、最長で平成25年9月6日(金)から平成25年9月11日(水)までを予定しておりますが、実際の発行価格等の決定期間は、平成25年9月9日(月)から平成25年9月11日(水)までを予定しております。

したがって、

発行価格等決定日が平成25年9月9日(月)の場合、申込期間は「自 平成25年9月10日(火) 至 平成25年9月11日(水)」、払込期日は「平成25年9月17日(火)」

発行価格等決定日が平成25年9月10日(火)の場合、申込期間は「自 平成25年9月11日(水) 至 平成25年9月12日(木)」、払込期日は「平成25年9月18日(水)」

発行価格等決定日が平成25年9月11日(水)の場合は上記申込期間及び払込期日のとおり、となりますのでご注意ください。

- 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものとします。
- 申込証拠金のうち発行価額相当額は、払込期日に新株式払込金に振替充当します。
- 申込証拠金には、利息をつけません。
- 株式の受渡期日は、払込期日の翌営業日であります。

したがって、

発行価格等決定日が平成25年9月9日(月)の場合、受渡期日は「平成25年9月18日(水)」

発行価格等決定日が平成25年9月10日(火)の場合、受渡期日は「平成25年9月19日(木)」

発行価格等決定日が平成25年9月11日(水)の場合、受渡期日は「平成25年9月20日(金)」

となりますのでご注意ください。

株式は、受渡期日から売買を行うことができます。

社債、株式等の振替に関する法律の適用により、株式の売買は、振替機関又は口座管理機関における振替口座での振替により行われます。

(3) 【申込取扱場所】

後記「3 株式の引受け」欄に記載の引受人及びその委託販売先金融商品取引業者の本店及び国内各支店で申込みの取扱いをします。

(4) 【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社三菱東京UFJ銀行 五反田駅前支店	東京都品川区西五反田二丁目19番3号
株式会社みずほ銀行 品川支店	東京都品川区南品川二丁目2番7号
株式会社三井住友銀行 五反田支店	東京都品川区東五反田一丁目14番10号

(注) 上記の払込取扱場所での申込みの取扱いは行いません。

3 【株式の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数	引受けの条件
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	1,700,000株	1 買取引受けによります。 2 引受人は新株式払込金として、払込期日に払込取扱場所へ発行価額と同額を払込むこととします。 3 引受手数料は支払われません。ただし、一般募集における価額(発行価格)と発行価額との差額は引受人の手取金となります。
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目5番2号	100,000株	
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号	100,000株	
SMB C日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号	100,000株	
計	-	2,000,000株	-

4【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
1,494,800,000	15,000,000	1,479,800,000

(注) 1 引受手数料は支払われないため、発行諸費用の概算額は、これ以外の費用を合計したものであります。また、消費税等は含まれておりません。

2 払込金額の総額（発行価額の総額）は、平成25年8月23日（金）現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

(2)【手取金の使途】

上記差引手取概算額1,479,800,000円については、一般募集と同日付をもって取締役会において決議された本件第三者割当増資の手取概算額上限222,220,000円と合わせた手取概算額合計上限1,702,020,000円について、750,000,000円を平成26年3月末までに、当社グループの環境エネルギー事業を推進することを目的として、当社グループが関西地方及び関東地方においてそれぞれ設置を計画しているメガソーラー発電所2案件にかかる土地取得資金及び土地造成にかかる工事負担金（土地につき1案件及び土地造成にかかる工事負担金につき1案件）に、300,000,000円を平成27年3月末までに、当社グループの環境エネルギー事業において新電力事業（注1）を行う株式会社V-Power（当社連結子会社）への投融資資金に、500,000,000円を平成28年3月末までに、当社グループの販売管理及び周辺業務の効率化を目的とした基幹システムの再構築にかかる設備投資資金（ソフトウェア購入資金）に、残額を平成26年3月末までに、業容拡大に伴う当社グループのデバイス事業における仕入代金の支払い等のための運転資金の一部にそれぞれ充当する予定であります。

また、実際の充当時期までは、安全性の高い決済性預金にて運用する予定です。

上記投融資資金は平成27年3月末までに、平成26年3月期下半期より事業を開始する株式会社V-Powerによる新電力事業における運転資金に充当する予定であります。具体的には、株式会社V-Powerが、再生可能エネルギー源を用いて発電された電気を固定価格買取制度（注2）における固定価格で調達することによる支出時期と、同制度における交付金の回収時期に差異が生じることによる運転資金への充当を予定しております。

なお、設備計画の内容については、後記「第三部 追完情報 2 設備計画の変更」に記載のとおりであります。

当社グループは平成23年3月期より環境商材（LED照明、太陽光パネルその他環境商材）の販売等を行ってまいりましたが、当社グループの事業発展を目指し、当社が事業主となり福岡県鞍手郡小竹町及び栃木県那須塩原市にそれぞれメガソーラー発電所を建設し売電事業を開始すること等により、当社グループが従来より行ってきた半導体・電子部品の販売事業に加え、環境エネルギー事業を新たな事業の柱とすべく、現在、当該事業に本格的に参入しております。当社グループの環境エネルギー事業においては、従来から当社グループが行ってきた環境商材の販売に加え、新たな取り組みとしてメガソーラー発電におけるシステムインテグレーターとしての役割を担い、また新電力事業の実施を推進及び計画しております（平成26年3月期より、当社グループにおいて当該ビジネスを行うセグメントを「環境エネルギー事業」として区分しております。）。

上記においては、当社グループはメガソーラー発電ビジネスに関する企画、工事業者の選定、当社グループの商社としての機能を活用した環境商材の販売、事業主への資金調達スキームの提案、メガソーラー発電所の運営、管理等の総合的なソリューションを顧客の要望に応じ提供しております。

すでに、当社グループは一部で地方自治体等が事業主となるメガソーラー発電所に関してシステムインテグレーターとしてその開設をサポートしておりますが、現在は、個々のメガソーラー発電所開発案件を早期に立ち上げることを目的として、当社が自ら事業主となる形態の事業モデルを主体として展開及び計画しております。当該事業モデルは、当社が地権者から土地を賃借（一部は自社取得によります。）し、発電設備にかかる環境商材の販売を行い、そしてメガソーラー発電所をファイナンス・リースにより導入した上で、再生可能エネルギーの固定価格買取制度を活用した売電を行う事業モデルであり、当社グループにおいては、当該商材の販売及び売電の双方からの収益獲得を図るべく事業を推進しております。

また、上記においては、当社及びその他事業者が太陽光を中心とした再生可能エネルギー源を用いて発電する電気を、当社連結子会社である株式会社V-Powerが調達し、一般事業者、公共機関又は卸売市場にこれを販売する事業を平成26年3月期下半期より開始することを計画しております。

今般の公募増資による資金調達は主に上記環境エネルギー事業に対する投資を目的とするものであり、当該資金調達の実施により、当社グループの収益基盤及び財務体質の強化が実現できるものと考えております。

(注) 1 新電力事業とは、契約電力が50KW以上の需要家に対して、一般電気事業者が管理する送電線を通じ電力供給を行う事業をいいます。

- 2 固定価格買取制度とは、平成24年に開始された、再生可能エネルギー源（太陽光、風力、水力、地熱、バイオマス）を用いて発電された電気を、国が定める固定価格で一定の期間電気事業者調達を義務づける制度をいいます。
- 電気事業者が調達した再生可能エネルギー源を用いて発電された電気は、最終的に送電網を通じて電気利用者に対して供給されます。一方、電気利用者は電気料金と併せて賦課金を電気事業者に対して支払いますが、当該賦課金は費用負担調整機関において回収された後、固定価格買取制度における固定価格により再生可能エネルギー源を用いて発電された電気を調達した電気事業者に対して交付されることとなります。

第2【売出要項】

1【売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）】

種類	売出数	売出価額の総額（円）	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称
普通株式	300,000株	236,520,000	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号 大和証券株式会社

(注) 1 オーバーアロットメントによる売出しは、一般募集に伴い、その需要状況等を勘案し、300,000株を上限として大和証券株式会社が当社株主より借受ける当社普通株式の売出しであります。上記オーバーアロットメントによる売出しの売出数は上限を示したものであり、需要状況等により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

オーバーアロットメントによる売出し等の内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 1 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照下さい。

今後、売出数が決定された場合は、発行価格等（発行価格、発行価額、資本組入額、売出価格及び引受人の手取金）及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項（発行価額（払込金額）の総額、資本組入額の総額、差引手取概算額、本件第三者割当増資の手取概算額上限、手取概算額合計上限、手取金の使途、オーバーアロットメントによる売出しの売出数及びオーバーアロットメントによる売出しの売出価額の総額）について、目論見書の訂正事項分の交付に代え、発行価格等決定日の翌日付の日本経済新聞及び発行価格等の決定に係る有価証券届出書の訂正届出書の提出後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の当社ウェブサイト（[URL] <http://www.vitec.co.jp/index.html>）（新聞等）において公表します。発行価格等が決定される前に有価証券届出書の記載内容について訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付されます。また、発行価格等の決定に際し、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項以外の記載内容についての訂正が含まれる場合には、目論見書の訂正事項分が交付され、新聞等による公表は行いません。

2 振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構
東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

3 売出価額の総額は、平成25年8月23日（金）現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

2【売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)】

売出価格 (円)	申込期間	申込単位	申込証拠金 (円)	申込受付場所	引受人の住所及び 氏名又は名称	元引受契 約の内容
未定 (注)1	自平成25年9月12日(木) 至平成25年9月13日(金) (注)1	100株	1株につき 売出価格と 同一の金額	大和証券株式 会社及びその 委託販売先金 融商品取引業 者の本店及び 国内各支店	-	-

(注)1 売出価格及び申込期間については、前記「第1 募集要項 2 株式募集の方法及び条件 (2) 募集の条件」において決定される発行価格及び申込期間とそれぞれ同一とします。

2 申込みの方法は、申込期間内に申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものとします。

3 申込証拠金には、利息をつけません。

4 株式の受渡期日については、前記「第1 募集要項 2 株式募集の方法及び条件 (2) 募集の条件」において決定される株式の受渡期日と同一とします。

株式は、受渡期日から売買を行うことができます。

社債、株式等の振替に関する法律の適用により、株式の売買は、振替機関又は口座管理機関における振替口座での振替により行われます。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

1 オーバーアロットメントによる売出し等について

一般募集に伴い、その需要状況等を勘案し、300,000株を上限として大和証券株式会社が当社株主より借受ける当社普通株式(以下、「貸借株式」という。)の売出し(オーバーアロットメントによる売出し)を行う場合があります。オーバーアロットメントによる売出しの売出数は上限を示したものであり、需要状況等により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

オーバーアロットメントによる売出しに関連して、当社は平成25年8月29日(木)開催の取締役会において、一般募集とは別に、大和証券株式会社を割当先とする当社普通株式300,000株の第三者割当増資(本件第三者割当増資)を平成25年9月26日(木)を払込期日として行うことを決議しております。また、同取締役会において、本件第三者割当増資について、会社法上の払込金額は一般募集における発行価額と同一とすること、会社法上の増加する資本金の額は、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げる、及び会社法上の増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とすることを決議しております。

大和証券株式会社は、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間(以下、「申込期間」という。)中、当社普通株式について安定操作取引を行う場合があります。当該安定操作取引で買付けた株式の全部又は一部を貸借株式の返還に充当する場合があります。

また、大和証券株式会社は、申込期間終了日の翌日から平成25年9月20日(金)までの間(以下、「シンジケートカバー取引期間」という。(注))、オーバーアロットメントによる売出しを行った株式数を上限として、株式会社東京証券取引所において当社普通株式の買付け(以下、「シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があります。当該シンジケートカバー取引で買付けられた株式は全て貸借株式の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内においても、大和証券株式会社の判断で、シンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しを行った株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

大和証券株式会社は、オーバーアロットメントによる売出しを行った株式数から上記の安定操作取引及びシンジケートカバー取引に係る貸借株式の返還に充当する株式数を減じた株式数について、本件第三者割当増資に係る割当てに応じる予定であります。

したがって、本件第三者割当増資における発行数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数がその限度で減少し、又は発行そのものが全く行われない場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しが行われるか否か及びオーバーアロットメントによる売出しが行われる場合の売出数については発行価格等決定日に決定されます。オーバーアロットメントによる売出しが行われない場合は、大和証券株式会社による上記当社株主からの当社普通株式の借入れは行われません。したがってこの場合には、大和証券株式会社は本件第三者割当増資に係る割当てに応じず、申込みを行わないため、失権により本件第三者割当増資における新株式発行は全く行われません。また、株式会社東京証券取引所におけるシンジケートカバー取引も行われません。

(注) シンジケートカバー取引期間は、

発行価格等決定日が平成25年9月9日(月)の場合、「平成25年9月12日(木)から平成25年9月20日(金)までの間」

発行価格等決定日が平成25年9月10日(火)の場合、「平成25年9月13日(金)から平成25年9月20日(金)までの間」

発行価格等決定日が平成25年9月11日(水)の場合、「平成25年9月14日(土)から平成25年9月20日(金)までの間」

となります。

2 ロックアップについて

一般募集に関連して、当社主要株主である株式会社ケイエムエフは、大和証券株式会社に対し、発行価格等決定日に始まり、一般募集の受渡期日から起算して180日目の日に終了する期間(以下、「ロックアップ期間」という。)中、大和証券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社普通株式、当社普通株式に転換もしくは交換されうる証券又は当社普通株式を取得もしくは受領する権利を表章する証券の売却等を行わない旨合意しております。

また、当社は、大和証券株式会社に対し、ロックアップ期間中、大和証券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社普通株式、当社普通株式に転換もしくは交換されうる証券又は当社普通株式を取得もしくは受領する権利を表章する証券の発行等(ただし、一般募集、本件第三者割当増資及び株式分割による新株式発行等を除く。)を行わない旨合意しております。

上記のいずれの場合においても、大和証券株式会社は、ロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容を一部又は全部につき解除できる権限を有しております。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

特に新株式発行並びに株式売出届出目論見書に記載しようとしている事項は次のとおりであります。

・表紙に当社のロゴ  を記載します。

・表紙裏に以下の内容を記載します。

1．募集又は売出しの公表後における空売りについて

(1) 金融商品取引法施行令第26条の6の規定により、「有価証券の取引等の規制に関する内閣府令」（以下、「取引等規制府令」という。）第15条の5に定める期間（有価証券の募集又は売出しについて、有価証券届出書が公衆の縦覧に供された日の翌日から、発行価格又は売出価格を決定したことによる当該有価証券届出書の訂正届出書が公衆の縦覧に供された時までの間（ 1 ））において、当該有価証券と同一の銘柄につき取引所金融商品市場における空売り（ 2 ）又はその委託もしくは委託の取次ぎの申込みを行った投資家は、当該募集又は売出しに応じて取得した有価証券により当該空売りに係る有価証券の借入れ（ 3 ）の決済を行うことはできません。

(2) 金融商品取引業者等は、(1)に規定する投資家が行った空売り（ 2 ）に係る有価証券の借入れ（ 3 ）の決済を行うために当該募集又は売出しに応じる場合には、当該募集又は売出しの取扱いにより有価証券を取得させることができません。

1 取引等規制府令第15条の5に定める期間は、平成25年8月30日（金）から、発行価格及び売出価格を決定したことによる有価証券届出書の訂正届出書が平成25年9月9日（月）から平成25年9月11日（水）までのいずれかの日に提出され、公衆の縦覧に供された時までの間となります。

2 取引等規制府令第15条の7各号に掲げる、次の取引を除きます。

- ・先物取引
- ・国債証券、地方債証券、社債券（新株予約権付社債券及び交換社債券を除く。）、投資法人債券等の空売り
- ・取引所金融商品市場における立会外売買による空売り

3 取引等規制府令第15条の6に定めるもの（売戻条件付売買又はこれに類似する取引による買付け）を含みます。

2．今後、発行価格等（発行価格、発行価額、資本組入額、売出価格及び引受人の手取金をいう。以下同じ。）が決定された場合は、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項（発行価額（払込金額）の総額、資本組入額の総額、差引手取概算額、本件第三者割当増資の手取概算額上限、手取概算額合計上限、手取金の使途、オーバーアロットメントによる売出しの売出数及びオーバーアロットメントによる売出しの売出価額の総額をいう。以下同じ。）について、目論見書の訂正事項分の交付に代え、発行価格等決定日の翌日付の日本経済新聞及び発行価格等の決定に係る有価証券届出書の訂正届出書の提出後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の当社ウェブサイト（[URL] <http://www.vitec.co.jp/index.html>）（以下、「新聞等」という。）において公表します。発行価格等が決定される前に有価証券届出書の記載内容について訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付されます。また、発行価格等の決定に際し、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項以外の記載内容についての訂正が含まれる場合には、目論見書の訂正事項分が交付され、新聞等による公表は行いません。

・第一部 証券情報の直前に以下の内容を記載します。

[株価情報等]

1 【株価、P E R 及び株式売買高の推移】

平成22年8月30日から平成25年8月23日までの株式会社東京証券取引所における当社普通株式の株価、P E R 及び株式売買高の推移(週単位)は以下のとおりであります。



(注) 1 ・株価グラフ中の1本の罫線は、週単位の始値、高値、安値、終値の4種類の株価を表しております。

- ・始値と終値の間は箱形、高値と安値の間は線で表しております。
- ・終値が始値より高い時は中を白ぬき、安い時は中黒で表しております。

2 P E Rの算出は、以下の算式によります。

$$\text{P E R (倍)} = \frac{\text{週末の終値}}{\text{1株当たり当期純利益(連結)}}$$

平成22年8月30日から平成23年3月31日については、平成22年3月期有価証券報告書の平成22年3月期の連結財務諸表の1株当たり当期純利益を使用。

平成23年4月1日から平成24年3月31日については、平成23年3月期有価証券報告書の平成23年3月期の連結財務諸表の1株当たり当期純利益を使用。

平成24年4月1日から平成25年3月31日については、平成24年3月期有価証券報告書の平成24年3月期の連結財務諸表の1株当たり当期純利益を使用。

平成25年4月1日から平成25年8月23日については、平成25年3月期有価証券報告書の平成25年3月期の連結財務諸表の1株当たり当期純利益を使用。

2【大量保有報告書等の提出状況】

平成25年3月1日から平成25年8月23日までの間における当社株式に関する大量保有報告書等の提出状況は、以下のとおりであります。

提出者(大量保有者)の氏名又は名称	報告義務発生日	提出日	区分	保有株券等の総数(株)	株券等の保有割合(%)
ソニー株式会社	平成25年5月10日	平成25年5月15日	変更報告書	961,000	7.96

(注) 上記大量保有報告書等は関東財務局に、また大量保有報告書等の写しは当社普通株式が上場されている株式会社東京証券取引所に備置され、一般の縦覧に供されております。

第二部【公開買付けに関する情報】

該当事項はありません。

第三部【追完情報】

1 事業等のリスクについて

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第26期事業年度）及び四半期報告書（第27期第1四半期）（以下、「有価証券報告書等」という。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後、本有価証券届出書提出日（平成25年8月29日）までの間において、変更及び追加すべき事項が生じております。以下の内容は当該「事業等のリスク」を一括して記載したものであり、当該変更及び追加箇所については、_____ 罫で示しております。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は以下「事業等のリスク」に記載した事項を除き本有価証券届出書提出日（平成25年8月29日）現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載すべき将来に関する事項もありません。

[事業等のリスク]

投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項は、次のとおりであります。

なお、次の記載事項のうち将来に関する事項については、本有価証券届出書提出日（平成25年8月29日）現在において判断したものであります。

(1) エレクトロニクス・情報通信業界の環境変化によるリスク

エレクトロニクス・情報通信業界は、グローバルレベルでの環境変化に直面しており、国内大手電機機器メーカーは、海外エレクトロニクスメーカー・EMSメーカーの台頭、国内市場の縮小、中国を中心とした新興国マーケット拡大により、生産拠点および投資の見直し、海外メーカーとの提携の動き等、ビジネス構造の改革を迫られており、業界再編の動きも活発化しております。当社グループはこうした外部環境変化に対応すべく、地域・市場・仕入先・販売先の多様化を図り、バランス経営を実現していく方針ではありますが、このような施策が想定どおりに進捗しない場合には、当社グループの財政状態および経営成績は影響を受ける可能性があります。

(2) エレクトロニクス・情報通信業界の需要動向についてのリスク

当社グループの業績は、エレクトロニクス・情報通信業界の需要動向により、売上高、利益とも価格変動の影響を受ける可能性があります。当社グループの取扱商品は国内大手電気機器メーカーを中心に販売しているため、需要変動が激しく、ライフサイクルが短いものがあります。このため、当社グループでは、価格変動リスクを抑えるため、受発注管理の徹底により商品在庫を適正に保つとともに、過剰・滞留在庫を抑えるべく努力しております。また、成長が見込める環境分野、安定的な需要の見込める産業機器・車載・医療分野等、他業界への積極的販売活動を行ってまいります。しかしながら、当社グループの主要顧客の販売・生産動向や短期間での価格の大幅な変動等により、当社グループの財政状態および経営成績は影響を受ける可能性があります。

(3) 特定の仕入先への依存度が高いことについてのリスク

当社グループは、ソニー株式会社、NXP SEMICONDUCTORS NETHERLANDS B.V.などの特約店として販売活動を展開しております。また、環境エネルギー事業においても特定の仕入先への依存度が高い状態となっております。このため、上記各社の製品開発方針、販売方針等により仕入や販売に影響を受ける可能性があります。当社グループでは、主要仕入先との緊密な関係を構築する一方で、新たに海外メーカーを中心とした仕入先を発掘し、取扱製品の多様化を図ってまいります。しかしながら、主要仕入先が製品開発方針及び販売方針等を変更した場合には、当社グループは仕入や販売に影響を受けるとともに、財政状態および経営成績は影響を受ける可能性があります。

(4) 特定の販売先への依存度が高いことについてのリスク

当社グループは、主に国内大手電気機器メーカーを中心に販売しておりますが、特にキヤノングループ、パナソニックグループに対する販売依存度が高くなっております。これら重要顧客との取引増減が、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。当社グループでは、上記2グループ以外のキーアカウント顧客及びその他の既存顧客への拡販や、新規顧客の開拓に取り組んでまいります。しかしながら、上記の重要顧客との取引依存度が高くなっていることから、当該重要顧客との取引増減により当社グループの財政状態および経営成績は影響を受ける可能性があります。

(5) メガソーラー発電についてのリスク

当社グループは、環境エネルギー事業を新たな事業の柱に据え、メガソーラー発電を日本全国に展開してまいります。自然災害(落雷、台風、洪水、地震等)が起こった場合、機器の破損リスクが考えられます。このような自然災害を受けた場合、機器の交換や発電所の修復等により休業中に発電量が予定より大幅に減少する可能性があります。当社グループでは、太陽光パネルにつきましては、長期のメーカー保証を付けるとともに、動産総合保険等により被害を最小限に収める対策をしております。

また、「再生可能エネルギー固定価格買取制度」の価格見直しによっては、当社グループのメガソーラー発電の採算性に大きな影響を与える可能性があります。したがって、今後の制度の動向を注視しながら、コスト削減も含め総合採算を確保してまいります。

さらに、発電所の設備投資及び負債(リース債務)の大幅な増加が想定されるため、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を与える可能性があります。

当社グループは、メガソーラー発電について安定的な収益が確保できる事業であると考えておりますが、事業開始より間もなく、土地の造成や発電所建設に対する工事の工程管理の実績も少ないため、今後において当社グループの想定通りに推移しない場合には、財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(6) 為替相場の変動によるリスク

当社グループは、アジアを中心にグローバル展開している一方、各地域における収益、費用を含む現地通貨建の項目は連結財務諸表作成のために円換算されております。換算時の為替相場により、これらの項目は元の現地通貨における価値が変わらなかったとしても、円換算後の金額が影響を受ける可能性があります。また、外貨建取引につきましては、為替予約等により為替相場の変動による影響を軽減若しくは回避するための努力をしておりますが、完全に排除することは不可能であり、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を与える可能性があります。

(7) 繰延税金資産に係る財務上のリスク

繰延税金資産につきましては、現行の会計基準に従い、将来の課税所得見積りを合理的に行った上で計上しておりますが、将来の課税所得見積額の変更や税制改正に伴う税率の変更等により、繰延税金資産が減少し、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を与える可能性があります。

2 設備計画の変更

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書(第26期事業年度)に記載された「第一部 企業情報 第3 設備の状況

3 設備の新設、除去等の計画」は、本有価証券届出書提出日(平成25年8月29日)現在、以下のとおりとなっております。

セグメント の名称	事業所名	設備の内容	投資予定金額 (百万円)		資金調達方法	着手及び完成予定 年月		完成後の 増加能力
			総額	既支払額		着手	完了	
環境エネルギー事業	メガソーラー 発電所 (群馬県吾妻 郡中之条町他 13施設) (注)2	発電設備	13,052 (注)3		ファイナンス ・リース	平成25年 7月	平成27年 8月	計35メガ ワット
		土地及び土地 造成にかかる 工事負担金 (注)4、5	750		増資資金	(注)6	平成26年 3月 (注)6	
デバイス事業及び環境 エネルギー事業	本社他 (東京都品川 区他)	基幹システム	500		増資資金	平成25年 9月	平成28年 3月	(注)7

(注)1 上記金額には消費税等は含まれておりません。

- 平成25年3月期末時点で系統連系がとれているメガソーラー発電所14施設について記載しております。なお、系統連系とは、発電設備を電気事業者の送電又は配電線に接続することをいいます。
- 発電設備にかかる投資予定金額における総額のうち、ファイナンス・リースによるものについては、ファイナンス・リースによるリース資産を記載しております。
- 土地及び土地造成にかかる工事負担金は、当社グループが関西地方及び関東地方においてそれぞれ設置を計画しているメガソーラー発電所2案件(土地につき1案件及び土地造成にかかる工事負担金につき1案件)にかかるものであります。
- 当社が事業主となるメガソーラー発電所にかかる土地については、賃借によることを原則としております。上記土地は、自社取得を予定しているメガソーラー発電所1施設の建設案件にかかるものであります。
- 土地取得及び土地造成にかかる工事負担金の支出は当社グループにおけるメガソーラー発電所にかかる設備投資計画の一部をなすものであります。これらの完了時期については、土地の引渡し及び土地造成にかかる工事負担金の支出が完了する予定の時点に記載しております。なお、着手時期に該当する事項がないため、当該時期にかかる記載を省略しております。
- 基幹システムに対する投資は、当社グループの販売管理及び周辺業務の効率化を目的としたものであります。

3 臨時報告書の提出

当社は、後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書(第26期事業年度)の提出日(平成25年6月26日)以後、本有価証券届出書提出日(平成25年8月29日)までの間において、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府例第19条第2項第9号の2の規定に基づき、平成25年6月26日に臨時報告書を関東財務局長に提出しております。

その報告内容は以下のとおりであります。

- 当該株主総会が開催された年月日
平成25年6月25日
- 当該決議事項の内容
第1号議案 剰余金の配当の件
当社普通株式 1株につき金15円

第2号議案 定款一部変更の件

株主総会の招集権者及び議長について会議の運営と進行をより円滑に行うため、株主総会の招集権者及び議長に関する規定に所要の変更をする。

第3号議案 取締役5名選任の件

取締役として、今野邦廣、松本章治、清木正信、三坂重雄、瀧本和男を選任する。

第4号議案 監査役2名選任の件

監査役として、金丸和弘、早田登喜大を選任する。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意志の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果 (賛成の割合)
第1号議案	77,991	61	0	(注)1	可決 94.82%
第2号議案	77,920	132	0	(注)2	可決 94.73%
第3号議案				(注)3	可決
今野 邦廣	77,680	372	0		94.44%
松本 章治	77,747	305	0		94.52%
清木 正信	77,676	376	0		94.43%
三坂 重雄	77,602	450	0		94.34%
瀧本 和男	77,725	327	0		94.49%
第4号議案				(注)3	可決
金丸 和弘	77,894	158	0		94.70%
早田 登喜大	76,835	1,217	0		93.41%

(注)1 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成であります。

2 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成であります。

3 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。

4 賛成の割合につきましては、本総会当日出席の株主全員の議決権数を分母に加算して計算しております。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分により、各議案の可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。

第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第26期)	自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日	平成25年6月26日 関東財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第27期第1四半期)	自 平成25年4月1日 至 平成25年6月30日	平成25年8月9日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを「開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について」（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。

第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部【特別情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成25年8月8日

株式会社バイテック
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 三澤 幸之助 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 高橋 正伸 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 倉本 和芳 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社バイテックの平成25年4月1日から平成26年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間(平成25年4月1日から平成25年6月30日まで)及び第1四半期連結累計期間(平成25年4月1日から平成25年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社バイテック及び連結子会社の平成25年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成25年6月26日

株式会社バイテック

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 高橋 正伸 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 小堀 一英 印

<財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社バイテックの平成24年4月1日から平成25年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社バイテック及び連結子会社の平成25年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社バイテックの平成25年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、株式会社バイテックが平成25年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. 連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成25年6月26日

株式会社バイテック

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	高橋 正伸 印
--------------------	-------	---------

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	小堀 一英 印
--------------------	-------	---------

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社バイテックの平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第26期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社バイテックの平成25年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。